

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	別府市 子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大分県別府市長

公表日

令和8年3月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定、教育・保育施設の利用のあっせん及び要請並びに利用者負担額の決定等の事務並びに子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定等の事務を行う。</p> <p>特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①子ども・子育て支援法第16条の資料の提供等の求めに関する事務 ②教育・保育給付認定申請(新規・変更)の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (教育・保育給付認定申請(新規)の受理に関する事務は、子育てワンストップサービスによるものを含む。) ③支給認定証に関する事務 ④子ども・子育て支援法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (教育・保育給付認定申請(新規)の届出に関する事務は、子育てワンストップサービスによるものを含む。) ⑤職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務 ⑥教育・保育給付認定の取消しに関する事務 ⑦施設等利用給付認定申請(新規・変更)の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧子ども・子育て支援法第30条の5第7項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務 ⑨子ども・子育て支援法第30条の7若しくは子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑩職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務 ⑪施設等利用給付認定の取消しに関する事務 ⑫地域子ども・子育て支援事業に関する事務</p>
③システムの名称	子ども子育て支援システム、ぴったりサービス 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 大分県電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項</p> <p>【情報提供】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL 0977-21-1251 mail:gen-ga@city.beppu.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども部 子育て支援課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL 0977-21-1427 mail:fas-hw@city.beppu.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認及び係長、課長による確認体制を採っているため	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者を対象とした研修を定期的の実施し、教育を行っているため

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付に係る支給認定、教育・保育施設の利用のあっせん及び要請並びに利用者負担額の決定等の事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①子ども・子育て支援法第16条の資料の提供等の求めに関する事務 ②支給認定申請(新規・変更)の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (教育・保育給付認定申請(新規)の受理に関する事務は、子育てワンストップサービスによるものを含む。) ③支給認定証に関する事務 ④子ども・子育て支援法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (支給認定申請(新規)の届出に関する事務は、子育てワンストップサービスによるものを含む。) ⑤職権による支給認定の変更の認定に関する事務 ⑥支給認定の取消しに関する事務 ⑦地域子ども・子育て支援事業に関する事務	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定、教育・保育施設の利用のあっせん及び要請並びに利用者負担額の決定等の事務並びに子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定等の事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①子ども・子育て支援法第16条の資料の提供等の求めに関する事務 ②教育・保育給付認定申請(新規・変更)の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (教育・保育給付認定申請(新規)の受理に関する事務は、子育てワンストップサービスによるものを含む。) ③支給認定証に関する事務 ④子ども・子育て支援法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (教育・保育給付認定申請(新規)の届出に関する事務は、子育てワンストップサービスによるものを含む。) ⑤職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務 ⑥教育・保育給付認定の取消しに関する事務 ⑦施設等利用給付認定申請(新規・変更)の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧子ども・子育て支援法第30条の5第7項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務 ⑨子ども・子育て支援法第30条の7若しくは子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑩職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務 ⑪施設等利用給付認定の取消しに関する事務 ⑫地域子ども・子育て支援事業に関する事務	事後	再実施
令和3年3月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 一つの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	再実施
令和3年3月12日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 一つの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	再実施
令和3年3月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	子ども・子育て支援システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 大分県電子申請システム	子ども子育て支援システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 大分県電子申請システム	事後	再実施
令和3年3月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署	福祉保健部 子育て支援課 教育委員会 学校教育課(公立幼稚園に係る事務に限る。)	福祉共生部 子育て支援課 教育部 学校教育課(公立幼稚園に係る事務に限る。)	事後	再実施
令和3年3月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ連絡先	福祉保健部 子育て支援課 教育委員会 学校教育課(公立幼稚園に係る事務に限る。)	福祉共生部 子育て支援課 教育部 学校教育課(公立幼稚園に係る事務に限る。)	事後	再実施
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の116の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)第59条の2の2 【情報提供】 行わない	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の116の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)第59条の2の2 【情報提供】 行わない	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①部署	福祉共生部 子育て支援課 教育委員会 学校教育課(公立幼稚園に係る事務に限る。)	市民福祉部 子育て支援課 教育部 学校教育課(公立幼稚園に係る事務に限る。)	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ連絡先	福祉共生部 子育て支援課 教育委員会 学校教育課(公立幼稚園に係る事務に限る。)	市民福祉部 子育て支援課 教育部 学校教育課(公立幼稚園に係る事務に限る。)	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和5年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署①部署	市民福祉部 子育て支援課 教育部 学校教育課(公立幼稚園に係る事務に限る。)	こども部 子育て支援課	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和5年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署②所属長の役職名	子育て支援課長 学校教育課長	子育て支援課長	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)
令和5年7月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ連絡先	市民福祉部 子育て支援課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL 0977-21-1427 mail:fas-hw@city.beppu.lg.jp 教育部 学校教育課(公立幼稚園に係る事務に限る。) 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL 0977-21-1574 mail:sch-be@city.beppu.lg.jp	こども部 子育て支援課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL 0977-21-1427 mail:fas-hw@city.beppu.lg.jp	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(機構改革に伴う部名変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月13日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26内閣府総務省令第5号)第68条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表127の項	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和6年8月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26内閣府総務省令第7号)第59条の2の2 【情報提供】 行わない	【情報照会】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁令/総務省令第9号)第2条の表155の項 【情報提供】 行わない	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和6年8月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども子育て支援システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 大分県電子申請システム	子ども子育て支援システム、びったりサービス 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 大分県電子申請システム	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(システムの追加)
令和7年11月13日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月1日	令和7年9月1日	事後	再実施
令和7年11月13日	II しいき値判断項目 2. 取扱者 いつ時点の計数か	令和2年8月1日	令和7年9月1日	事後	再実施
令和7年11月13日	IV リスク対策 8. 人出を介在させる作業	新規項目のためなし	十分である 判断の根拠 複数人での確認及び係長、課長による確認体制を採っているため	事後	再実施
令和7年11月13日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新規項目のためなし	9) 従業者に対する教育・啓発 十分である 判断の根拠 事務取扱者を対象とした研修を定期的に実施し、教育を行っているため	事後	再実施
令和8年3月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁令/総務省令第9号)第2条の表155の項 【情報提供】 行わない	【情報照会】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない